

令和5年度 事業報告

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
法人運営部門	法人運営	理事会・評議員会等の実施	補助金	【理事会】 令和5年6月7日、6月28日、令和6年3月4日 【評議員会】 令和5年6月28日、令和6年3月25日 【評議員選任解任委員会】 令和5年6月13日 【学識経験者推薦委員会】 令和5年6月14日
		定例会計監査及び諸会計	補助金	山口税理士事務所による定期的な会計監査を実施しました。
		福岡県社会福祉大会	補助金	本会より事務局長が参加しました。 令和5年10月23日(月)クローバープラザ 講演:複雑・多様化する社会に応えるために～つながりの大切さ～(同志社大学 社会学部教授 永田 祐氏)
		ホームページの運営	受託金	社協活動のPRをはじめ、いち早く、より広く情報提供するとともに、住民からの意見・要望を受け付けるツールの1つとして、ニーズのさらなる発掘につなげるため、ホームページを運営しています。令和4年度にホームページをリニューアルし、令和5年度は閲覧しやすい画面配置やセキュリティの強化、チャットボット機能の充実など、より町民の皆さんに使いやすい機能の整備を行いました。 ホームページがきっかけとなり、その後の問い合わせにもつながっています(メール、電話等)。
		社協だよりの発行事業	配分金	当会事業や各団体の事業案内、福祉に関する啓発等の地域の福祉情報発信として、7月号、10月号、2月号の年3回発行しました。
		福岡県市町村社会福祉協議会専門委員会	—	福岡県社協が実施する、県内社会福祉協議会の方向性等を協議する会議に、当協議会職員が選出され、会議に参加しています。

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
	福祉教育	福祉教育推進事業	配分金	町内小学校における人権学習の中でも、特に福祉に関する学習を行う小学校4学年を中心に、より充実した福祉教育の時間となるよう、社協・教育委員会・学校現場教員が協力体制を構築することを目的に実施しています。 令和5年度からは、体験学習を実施する小学校2学年の授業にも参加しました。 中学校においては、家庭科の授業で高齢者福祉に触れる単元が増えたことにより、高齢者の福祉だけにとどまらず、子どもたち自身が暮らす鞍手町の福祉へと目を向けられるような学習の場づくりを学校と連携しながら取り組んでいます。 各学校からの依頼により、当会職員が学校へ出向いたり、学校とゲストティーチャー間のコーディネートも行っています。 【当年度職員の活動】 ・4学年担当教員との研修(4月、8月開催／年2回) ・4学年同学年会出席(年2回) ・2学年同学年会出席(年2回) ・講師としての授業参加(町内小学校6校、中学校1校) ・学校とゲストティーチャーとのコーディネート(町内6小学校、1中学校) ・福祉教育教材「ともに生きる」配布(町内6小学校4年生児童に対して)
		全国福祉教育推進員	—	全国福祉教育推進員養成研修を修了した職員1名が、県下での福祉教育推進のため、福岡県社協と連携しながら活動しています。
		福祉協力校支援	配分金	「福祉協力校」として、希望する町内の学校へ助成金を配布しています。「福祉教育推進事業」と連動しながら、子どもたちが福祉への理解を深めることを目的に実施しているものです。 令和5年度は、町内7校(小学校6校、中学校1校)へ助成を行いました。
	ボランティアセンター	子どもボランティア事業	配分金	町内在住の小学生を対象に、子どもが福祉や地域社会に関心をもつきっかけづくりとして、学習の機会を設けています。 令和5年度は、民生委員の方と小学校とも連携し、西川小学校区で子ども民生委員活動を実施しました。 【西川小学校区子ども民生委員活動】 令和5年12月15日(金) 対象: 西川小学校4年生
		ボランティア支援	配分金	住民や各福祉団体の依頼によって、町内や高校・専門学校等へのボランティア募集や関係機関との連絡調整を行っています。 ボランティアに関する各種保険の加入手続きとその支援も行いました。 なお、職員には積極的に研修を受けさせ、ボランティアコーディネーター※(社協業務と兼務)として2名配置しています。 ※ボランティアコーディネーション力検定3級以上取得者2名(うち1名は2級取得)。

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
地域福祉推進部門		災害ボランティアセンター	配分金	平成26年度中に鞍手町と災害時協定を締結したことを受け、鞍手町災害ボランティアセンター運営マニュアルの精査等を進めています。
		福祉用具・レクリエーション用具の貸出	配分金	住民への車いすの貸出、福祉教育の一環として各学校へ点字盤・アイマスク・白杖等の福祉機器の貸出を行いました。また、サロン活動等へのレクリエーション用具の貸出も行いました。 ◆年間貸出延べ件数 ・車いす…23 ・白杖…6 ・アイマスク…59 ・点字板…88 ・台風ドカン…1 ・釣りっこ…3 ・スカットボール…5 ・わなげ…6 ・ドッチビー…1 ・ディスゲッター…1
		ボランティア団体支援・助成	配分金	町内に活動拠点を置くボランティア団体に対して、年間活動費の一部を助成しました。また、活動費支援だけでなく、活動に関する相談・支援も行っています。 【助成団体】 ・朗読サークルこだまの会 ・点訳ボランティアさつき ・鞍手手話の会「六岳」 ・鞍手・童謡唱歌の会 ・六田川をきれいで水害のない川にする会 ・わくわく学び体験隊 ・Support Seedくらて
	小地域福祉活動	各サロン活動支援事業	配分金	●高齢者サロン 町内13行政区において、住民が運営する、地域高齢者の生きがい作りや閉じこもりの防止、地域のつながりの再構築等を目的としたサロン活動が行われています。なお、令和5年度は、サロン連絡会を実施し、各地区のサロン関係者で集まり、活動内容の共有や今後のサロン活動について話し合いを行いました。また、各地区の代表者等から相談があった際の相談対応を行いました。
			配分金	●子育てサロン 平成21年度より、「住民福祉講座」をきっかけに鞍手町における子育てサロンが発足しました。現在は活動休止中ですが、サロン活動によりできたつながりからの相談支援を行なっています。
	広域的活動支援	地域住民のための屋外掲示板等設置事業	配分金	赤い羽根共同募金の配分金により、希望地域へ屋外掲示板等を設置しています。募集は随時行っています。 令和5年度は、城ヶ崎区へ屋外掲示板を1基設置しました。
		各団体への助成金事業	配分金	各団体からの申請により、内容を精査した上で、年間活動費の一部を助成しました。 【助成団体】 ・老人クラブ連合会 ・各障がい児者団体

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
		鞍手町社会福祉法人連携会議	独自	社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域貢献事業」を実施することが責務として法律に明記されました。これを受け、地域ニーズに即したサービスを低額または無料にて提供する必要があるため、町内の社会福祉法人が連携し、一体的に事業展開するための連絡会を設置し、その事務局を当協議会が担っています。令和5年度は連絡会を再開し、災害時の連携、生活困窮者への支援体制について協議しました。
		筑豊ブロック直鞍エリア社協連絡協議会	—	令和5年度は鞍手町社会福祉協議会が事務局を担いました。令和5年度より2年間、鞍手町が事務局の当番となります。
	地域福祉総合計画関連事業	第2期地域福祉活動計画の推進	配分金	活動計画に記載された内容について、関係各所と合わせて推進を図っています。
個別支援・サービス提供部門	サービス提供	移送サービス事業	配分金、補助金	高齢者の方や障がいのある方等で、公共交通機関、公的なサービス、その他民間サービスでの外出が困難な方への外出支援を実施しています。コロナ禍から引き続き通院の利用に加えて、日常生活に必要な外出を対象としています。令和5年度は56件の利用となりました。 新規利用を検討する問合せが増加傾向にあります。
	生活困窮者支援事業	生活福祉資金貸付の相談・受付業務	受託金	低所得者、障がい者または高齢者に対し、自立と安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。運営主体は、福岡県社会福祉協議会で、当会は、貸付相談受付、県社協への申請手続き及び償還中の方への償還通知等各書類の送付を行います。 令和5年度相談延べ件数: 33件(貸付決定 13件) ※令和2年3月より、令和4年9月まで新型コロナウイルスの影響を受け、休業・失業等により減収し生活困窮に陥った方々に対して、特例貸付が実施されました。令和5年1月から償還開始になる方がおり、償還等の相談対応を生活困窮者自立支援事業所等と連携し行っています。 令和5年度コロナ特例償還相談延べ件数: 23件
		生活福祉資金一時生活資金貸付事業	独自	生活保護法に基づく保護の申請を行い、扶助費が給付されるまでの生活に支障の恐れがある方に対して、一時的な貸付を行います。当会独自貸付事業として、緊急性の高いケースに対応しています。 令和5年度は利用がありませんでした。
		ふくおかライフレスキュー事業	独自	平成27年度末に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を実施することが責務として規定されました。福岡県において、県内の社会福祉法人が団結し、既存制度では解決できない生活困窮等の課題に対して、各法人に配置されたサポーターがそれぞれの専門性や資源を活かして相談・支援を行うことを目的とした事業です。 当会も、この事業に参加し、令和5年度は利用がありませんでした。

	事業	事業名	財源(運営方法)	内容
行政事業部門	権利擁護事業	日常生活自立支援事業	受託金	認知症等により判断能力が不十分な方(日常生活に困っている方)に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理、書類等(預貯金・印鑑・権利証等)の保管を実施しています。令和元年10月より、本事業の契約や利用者の支援計画の作成、生活支援員のスーパーバイズ等を行う専門員を当会職員が担っています。 令和5年度末現在では、7名(認知症等:1名、知的障害:3名、精神障害:3名)の方が利用しています。
		個別支援	—	鞍手町が調整機関を担う要保護児童対策地域協議会の実務者会議委員として、職員が会議に出席しました。また、社協の実務者は、福祉専門職等の集まりであるコア会議のメンバーとしても招集されました。なお、会長は代表者会議の委員として、代表者会議に招集されています。 直鞍地区2市2町から委託を受け、障がい者基幹相談支援センターかのんが事務局を担う障がい者自立支援協議会へ招集されています。 なお、令和5年度より、当会職員が権利擁護部会の部長就任の依頼を受け、各種会議に出席しました。
	心配ごと相談事業	法律相談(総務課)	受託金	法律相談:毎月10日に西村弁護士による無料法律相談を行っています。 【月別相談件数】 4月…9件 5月…8件 6月…3件 7月…3件 8月…5件 9月…5件 10月…6件 11月…10件 12月…9件 1月…5件 2月…11件 3月…7件 合計…81件
		行政相談(政策推進課) 人権相談(福祉人権課児童人権係)	受託金	心配ごと相談:毎月25日に行政相談委員・人権擁護委員による無料の心配ごと相談を行っています。 【月別相談件数】 4月…1件 5月…1件 6月…1件 7月…0件 8月…0件 9月…1件 10月…1件 11月…0件 12月…0件 1月…0件 2月…0件 3月…1件 合計…6件
		各行政会議への参加	—	自立支援協議会、要対協の他、行政が実施する会議、委員会等に参加しました。
	共同募金鞍手町支会		共同募金事務費	共同募金鞍手町支会の事務を行っています。 【理事会】 6/23、9/23、12/25、3/25